

## 鶴見大学歯学部研究生規程

- 第1条 この規程は本学学則第47条に基づき、鶴見大学歯学部研究生(以下「研究生」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 研究生は、本学歯学部教授の指導を受け、専門学科目について研究を行うことを目的とする。ただし、博士(歯学)の学位取得を目的としない。
- 第3条 研究生を志望できる者は、大学を卒業した者もしくは同等以上の学力があると認められた者とする。
- 第4条 研究生を志望するものは、履歴書を添え指導教授を経て、歯学部長の許可を得なければならない。
- 第5条 研究生の研究期間は1年とする。ただし、研究期間終了後、引き続き研究を希望する者は願い出により延長することができる。
- 第6条 研究生は実習料として年額50,000円を支払うものとする。
- 第7条 この規程の変更は歯学部教授会の議を経なければならない。

### 附 則

本規程は、昭和60年4月1日からこれを施行する。

平成14年4月1日一部改正

歯 学 部 研 究 生 許 可 願

平成 年 月 日

鶴見大学歯学部長 殿

フリガナ

氏名

⑩

住所〒

電話

講座

教授の指導のもとで研究を行いたいのので

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

研究生として許可くださるようお願いいたします。

指導教授

⑩